

吹田市立児童会館・児童センター 机椅子購入仕様書

1 購入品

(1)調達物品の件名

- ア 児童用机
- イ 児童用椅子
- ウ 机椅子用台車

(2)調達物品の数量及び仕様

別紙 1「吹田市立児童会館・児童センター 机椅子購入一覧」のとおり

※同等品の申請にあたっては、質疑期間中に別紙 2「同等品申請リスト」を提出する事。

仕様は基準品の内容を概ね満たすものとする。また、申請された同等品の寸法・使用等が分かるカタログ等も提出する事。ただし、同等品申請のないものについては、一覧表記載の同一メーカーの規格とする。

※本費用には、別紙一覧表に記載のとおり、既設品の引取撤去処分等の諸経費を全て含むこと。

2 納品場所

別紙 3「吹田市立各児童会館・児童センター一覧表」及び

別紙 4「児童用机椅子品名別納品先一覧」のとおり

3 納期限

令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

4 業務上の注意

(1)納品設置日は、必ず事前に発注者と打合せを行い、施設運営に支障の無いよう配慮する事。

なお、納品する時間帯は、利用者の比較的少ない平日の午前 9 時 30 分から午後 3 時 00 分の間とする事。また、当該施設及び併設施設利用者等の安全に十分配慮する事。

(2)製品の運搬、搬入、組立に要する費用は受注者の負担とする事。

(3)業務使用機材、関係消耗品及び一般消耗品に係る費用は受注者の負担とする。また、設置・搬入にあたって、建物や建物内の設備、備品に損傷を加えた場合は、受注者の負担で現状復旧すること。

(4)作業で発生した廃棄物については、受注者の責任で処理を行う事。

(5)駐車スペースの有無は児童センターに問合せの上、スペースが無い場合及び駐車しきれない車輛がある場合は、近隣のコインパーキング等を利用すること。

(6)その他疑義が生じた場合は、子育て政策室及び児童センターと速やかに協議し、その指示

に従う事。

5 担当者連絡先

吹田市 児童部 子育て政策室 児童館担当

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

TEL : 06-4860-6947

FAX : 06-6368-7349

mail : jidoukan@city.suita.osaka.jp

担当：片岡